

## ○茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付要綱

令和6年5月29日  
告示第144号

### (趣旨)

第1条 この告示は、東京一極集中を是正し、茅野市への若者の流れを創出することを目的として、東京都内に本部を置く大学の東京圏内（条件不利地域を除く。以下同じ。）のキャンパスに通学する学生を対象に、当該大学を卒業後茅野市に移住し、及び長野県内に就職することを支援するため、面接試験に要した往復交通費の半額に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する大学であって、市長が別に定める大学をいう。
- (3) 移住 茅野市に転入し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を市内に置くことをいう。
- (4) 移住学生補助金 長野県就職・移住学生支援事業補助金交付要綱(令和6年3月29日付け5労雇第512号長野県産業労働部長通知)及びこの告示に基づき交付される補助金をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (6) 面接試験 内定した企業の採用面接及び採用試験のことをいう。
- (7) 交通費 公共交通機関の利用に係る経費をいう。

### (交付対象者)

第3条 移住学生補助金の交付対象となる者は、別表第1の移住に関する区分のいずれにも該当し、かつ、別表第2の就業に関する区分のいずれにも該当する職に就いた者とする。

### (交付対象経費)

第4条 移住学生補助金の交付対象となる経費は、交付対象者が卒業見込み年度の6月1日以降に行われる面接試験に要した往復交通費の1回分とする。ただし、面接試験を実施する者から当該面接試験に係る交通費が支給される場合は、当該交通費を除くものとする。

### (移住学生補助金の額等)

第5条 移住学生補助金の額は、前条に規定する面接試験1回分の経費の2分の1以内とし、8,500円を限度とする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

- 2 移住学生補助金の交付は、同一年度内において1補助対象者につき1回限りとする。  
(交付申請及び実績報告)

第6条 移住学生補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、卒業見込み年度の10月1日以降に内定した後に、茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請及び実績報告」という。）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 移住学生補助金に関する個人情報の取扱い（様式第2号）
- (2) 移住学生補助金に関する誓約書（様式第3号）
- (3) 内定証明書（様式第4号）
- (4) 在学証明書等（卒業見込みであることの確認がとれるもの。）
- (5) 面接試験に要した交通費の領収書
- (6) 移住元の住所が確認できる資料（住民票の写し、申請者名義の賃貸借契約書、公共料金領収書等）
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の書類の提出期限は、市長が別に定める。  
(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の交付申請及び実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、移住学生補助金を交付する必要がある者として適当と認められ、かつ、長野県から移住学生補助金の交付決定を受けた場合は、移住学生補助金の交付決定及び額の確定を行い、茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住学生補助金を交付する必要がある者として不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住学生補助金の交付ができない場合は、その理由を付して、当該申請者に通知するものとする。  
(移住学生補助金の支払い)

第8条 市長は、前条第1項の規定による移住学生補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者に対し、交付申請及び実績報告による請求に基づき、移住学生補助金を支払うものとする。  
(報告及び立入調査)

第9条 茅野市は、移住学生補助金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住学生補助金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(移住学生補助金の返還)

第10条 市長は、移住学生補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号に掲げる返還の区分に応じて、当該各号のいずれかに定める要件に該当する場合には、移住学生補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があるものとして茅野市が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- イ 申請日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす内定企業への就業を行わなかった場合
- ウ 申請日から1年以内に茅野市に転入しなかった場合
- エ 就業日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす内定企業を辞した場合（退職日から3箇月以内に別表第2の就業に関する区分のいずれにも該当する職に就いた場合を除く。）
- オ 茅野市への転入日から3年未満に茅野市から転出した場合

(2) 半額の返還

茅野市への転入日から3年以上5年以内に茅野市から転出した場合  
(継続就業及び継続居住の確認)

第11条 受給者は、就業日から1年を経過した場合は、就業先である企業等に就業証明書の交付を求め、当該就業証明書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、移住学生補助金の申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年度分の茅野市就職・移住学生支援事業補助金申請から適用する。

別表第1（第3条関係）

移住に関する区分	要件
移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 東京都内に本部を置く大学の東京圏内のキャンパスに通学し、当該大学を卒業する見込みであること。 (2) 大学の卒業見込み年度において、東京圏内に継続して在住していること。
移住先に関する要件	長野県内の企業に就職することが内定し、卒業後に就職し、茅野市に移住する意思を有していること。
その他の要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。 (2) 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。 (3) その他茅野市が移住学生補助金の対象として不相当と認められた者ではないこと。 (4) この補助金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金を受給していないこと。

別表第2（第3条関係）

就業に関する区分	要件
就業先に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること (1) 勤務地が長野県内に所在すること (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 (5) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 (6) その他茅野市が移住学生補助金の対象として不相当と認められた就業先でないこと。
就業条件等に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づき採用予定であること。 (2) 茅野市外に転居を伴う異動がない社員として採用予定であること。